

現状の減災に係る取組

九州地方整備局と災害時応援協定の締結

- 災害時応援協定の締結による備え
 (平成23年7月21日に玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、和水町、荒尾市、長洲町、南関町と協定を締結)
 (平成23年8月8日熊本市と協定を締結)

大規模災害時において、国・県・市町村間で応援に関する協定をあらかじめ締結し災害に備える。
 平成26年6月に、九州すべての市町村(230市町村※政令市除く)と災害時応援協定を締結。

● 応援に関する内容

次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するもの

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (4) 災害応急措置

○ 大規模災害の応援に関する協定書

■ 市町村長と九州地方整備局長との災害時 応援協定締結市町村数 (政令市除く)		
福岡		58
佐賀		20
長崎		21
熊本		44
大分		18
宮崎		26
鹿児島		43
計		230

玉名市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長(以下「局長」という。))と玉名市長(以下「市長」という。))は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第7条に関して、国土交通省所管施設(直轄施設を除く。以下「所管施設」という。))に大規模な災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。))が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。
 (1) 所管施設の被害状況の把握
 (2) 情報連絡網の構築
 (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
 (4) 災害応急措置
 (5) その他必要と認められる事項

(被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣)
 第2条 玉名市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と玉名市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を玉名市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

(応援の実施)
 第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)
 第4条 市長は、玉名市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局菊池川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。
 2 局長(局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。))は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長(市長からの指示を受けた玉名市の職員を含む。))に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

(応援要請の手続ができない場合の応援)
 第5条 玉名市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)
 第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。
 (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合
 九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
 (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合
 原則として玉名市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①~④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。
 ① 大規模な災害と認められる場合
 ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)
 ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)
 第7条 九州地方整備局企画部防災課及び菊池川河川事務所調査・品質確保課と玉名市総務部総務課及び玉名市建設部土木課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)
 第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。
 2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、玉名市においては総務部総務課長とする。

(運用)
 第9条 この協定書は、平成23年7月21日から適用する。

平成23年7月21日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
 国土交通省九州地方整備局長
 中 橋 章 彦

熊本県玉名市紫根163
 玉 名 市 長
 高 崎 哲

九州地方整備局との連携・支援項目

以下の連携・支援体制の充実、強化を図り、九州全体の総合的な防災対応能力の向上を目指します。

● 平常時の連携・支援

1. 組織体制の強化
2. 地域防災訓練への参加
3. 簡易通信訓練の実施
4. 防災対策室の機能説明
5. 防災関係機関等による連携
6. 災害時応援協定の締結による備え

● 災害時の連携・支援

1. 映像共有遠隔防災会議
2. ホットラインによる情報伝達
3. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
4. リエゾンの派遣
5. 災害対策用機械の派遣
6. TEC-DOCTORの派遣

災害時の連携・支援について

- 平成27年9月 関東東北豪雨被災地域への支援

- H27. 9. 12(土) ~13(日) 現地(茨城県常総市 小貝川)にて排水作業を24時間体制で稼働。
〔排水ポンプ車(30m³/min×3台、60m³/min×2台)、照明車2台〕



熊本県北防災担当者会議（災害時の応援をスムーズに行うために）

熊本県北自治体の防災実務担当者をメンバーとした「熊本県北防災担当者会議」を平成23年より毎年2回程度開催し、各種情報の共有・意見交換を行っている。

※平成27年度は、4月24日、2月5日の2回開催

平成28年度は、4月22日開催予定

■ 討議内容

- ・水防及び大規模災害時の連絡体制の確保（首長と事務所長とのホットライン含む）
- ・大規模災害時の支援内容の紹介及び各種訓練、講演等の実施
- ・最近の災害の発生状況や対応状況などの情報共有
- ・九州地方整備局と各自治体との災害対応資機材等の情報共有
- ・危険箇所等の情報共有
- ・その他、課題等の情報共有

■ メンバー

熊本県北広域本部、鹿本地域振興局、玉名地域振興局、熊本土木事務所、荒尾市、玉東町、南関町、長洲町、玉名市、和水町、山鹿市、菊池市、熊本市、菊池川河川事務所

平成27年出水期前の会議の様子
（平成27年4月24日）



荒尾市の要請により防災訓練に参加
（平成27年11月22日）



主な自治体の取組事例

【荒尾市】
 ■熊本県北 荒尾・玉名地域としての荒尾市の役割
 荒尾市は、有明広域行政事務組合消防本部の災害情報指令センターがあり、大規模災害が発生したときなどには荒尾・玉名地区における広域的な消防(災害対応等)の防災拠点となる。



【長洲町】
 ■防災講話
 各行政区や関係団体を対象に、住民の防災意識向上を図るため副町長(自衛隊OB)による防災講話を実施。(H26年度17回、H27年度11回)
 災害時相互応援協定を締結している大分県宇佐市とは、お互いのイベント時に交流を行っている。
 平成28年1月末九州大寒波により断水したみやま市へ、「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定」に基づき飲料水を提供した。

【玉名市・長洲町】
 ■災害時の協定締結

協定名	内容
有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定	災害時における圏域での応援体制の確立のための相互協力協定
災害発生時における長洲町と長洲町内郵便局及び玉名郵便局の協力に関する協定	災害発生時に相互に連携・協力し、情報の共有を図りながら、災害対応の遂行するための協定
災害時に必要とされる燃料油の供給に関する協定	災害時に必要となる燃料油の供給
災害時における緊急対応活動に関する協定	市管理施設(道路・河川等)の情報提供及び災害時の救援物資(米)の無償提供

【玉名市】
 ■全災害協定締結数 18件
 ・県、近隣自治体など行政(5件) ・日本郵便や建設業組合などの団体(6件) ・民間団体(7件)

【菊池市】
 ■防災行政無線個別受信機の配布
 防災行政無線のデジタル化するとともに、土砂災害(特別)警戒区域の世帯(約700世帯)を対象に防災行政無線個別受信機を無償貸与した。
 ■要配慮者を対象とした防災説明会
 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置する要配慮者施設(15施設)を対象に防災説明会を行った。
 その中で、福祉避難所との連携(情報共有)が不十分であるということも出てきたことから、後日福祉避難所との意見交換会も行った。
 ■防災士の資格取得補助
 地区に地域防災のリーダー的存在が必要であるため、平成27年9月補正で防災士資格取得12名分を予算化した。
 5年後には少なくとも(旧)小学校区に2~3名程度、市役所では各部及び総合支所に1名以上の防災士がいるような体制が出来ればと考えている。